



令和6年度



留守家庭児童学級 入会案内



忠岡町教育委員会
生涯学習課



「留守家庭児童学級」の運営について

1. 目的

留守家庭児童の安全保護と家庭機能の補充を兼ね生活指導を行い青少年の健全育成を図ることを目的としています。

2. 対象児童

町立小学校に在学する児童で保護者等が次のいずれかに該当し、かつ、保護者等の15時以降の監護が1ヶ月につき12日以上欠け、その状態が3ヶ月以上継続する家庭の児童とします。

- ① 父母の就労、病気、看護等で他に保護する方のいない家庭の児童。
- ② その他特別の事情のある家庭の児童。

3. 開設場所

各小学校内

4. 開設期間

4月1日から翌年の3月31日まで。

5. 次の場合は閉設とします

- ① 日曜日、国民の祝日・休日、お盆（8月12日から15日）、
年末年始（12月29日から翌年1月3日）、忠岡だんぢり祭り実施期間
- ② 特別警報、気象警報発令時、災害時等（警報・災害等の状況に応じて閉設とする。）
- ③ 開設準備（3月31日）ただし、31日が休みの日になる場合は、30日
- ④ その他、特に町教育委員会において休む必要があると判断したとき。

6. 開設時間

- ① 学校運営日（通常の学校のある日）
下校時から午後5時まで開設します。
- ② 土曜日
学校休業日（日曜参観・運動会代休日、創立記念日、卒業式、春夏冬休み期間中等）
午前8時30分から午後5時まで
※8時30分までは児童をお預かりできませんので、ご注意ください。
- ③ 延長利用時間（平日のみ）
午後5時から午後7時まで
※ 延長利用は事前に届出が必要です。（1日限りの利用はできません。）
※ 延長利用は、保護者又は保護者の委任を受けた方のお迎えが必要です。
※ 延長利用料が必要となりますのでご注意ください。
→（7. 会費等（2）をご覧ください。）
※ 上記開設時間は変更となる場合があります。

7. 会費等

(1) 会費

月額	4月春期のみ入会 (4/1～4/7)	夏期のみ入会 (7/21～8/24)	冬期のみ入会 (12/25～翌年 1/6)	3月春期のみ入会 (3/25～3/31)
5,000 円	1,500 円	6,000 円	1,500 円	1,500 円

- ① 兄弟姉妹共に通級する場合、会費は2人目から半額となります。
- ② 会費は、収入状況等により全額免除（生活保護・住民税非課税世帯）、一部減額（ひとり親家庭）の制度があります。
- ★免除等の理由に該当する方は別途、申請が必要です。該当する月の前月末日までに減免申請書を提出してください。
申請がない場合は、免除等が受けられません。また、遡って適用することができず申請日の翌月から免除等が適用となりますのでご注意ください。
- ③ 会費は利用月毎にお支払い下さい。年間分をまとめてお支払いいただいた場合の還付はできません。
- ④ 退会については3 ページ（8. 退会する場合）をご覧ください。

(2) 延長利用料【下記料金は1時間あたりの料金（延長利用時間は午後5時から午後7時）】

月額	4月春期のみ入会 (4/1～4/7)	夏期のみ入会 (7/21～8/24)	冬期のみ入会 (12/25～翌年 1/6)	3月春期のみ入会 (3/25～3/31)
1,000 円 <u>(1 時間あたりの料金)</u>	500 円 <u>(1 時間あたりの料金)</u>	1,500 円 <u>(1 時間あたりの料金)</u>	500 円 <u>(1 時間あたりの料金)</u>	500 円 <u>(1 時間あたりの料金)</u>

★延長利用料の免除・減額はありません。

延長利用を取消す場合は、取消す月の前月末日までに取消申請書を提出してください。
提出がない場合は、延長利用の有無にかかわらずその月の利用料は発生します。

(3) その他

- ① 別途、教材費（800 円）・夏休みの工作代等（1,000 円）・傷害保険料（800 円）・おやつ代（3,500 円、土曜日利用者は 4,700 円）が必要です。
 ※土曜日利用の場合、おやつ代は月額100円加算となります。
 ※おやつ代にはお茶代を含みます。
- ② 途中入会者は入会月から3月までの合計分、短期入会者（長期休暇中のみ入会者）は入会月分のおやつ代がそれぞれ必要です。（下表参照。）
 ※途中退会の場合、おやつ代の返金は致しません。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
300	200	200	400	700	200	200
11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計	土曜日利用
200	300	300	200	300	3,500	4,700

- ③ 食物アレルギーを有する児童への除去食対応はできませんので、ご家庭から持参していただいたおやつを提供させていただきます。詳細につきましては、個別に学童へお越しいただき、ご相談させていただきます。

8. 退会する場合

留守家庭児童学級入会后、何らかの事情により退会する場合は、教育委員会生涯学習課に退会届を提出してください。

- ① 退会届は退会希望月の前月末日までに提出してください。

※退会日を遡ることはできません。

- ② 既にお支払いいただいた会費等につきましては、退会月以降の分につきましても還付できません。
- ③ 退会届の提出がない場合、出席の有無にかかわらずその月の会費は発生します。退会の場合は忘れずに提出してください。

9. 強制退会していただく場合

以下の場合、退会及び出席停止していただくことがあります。

- ① 疾病等により保育が困難であるとき。
- ② 入会申込書等の申請書類の記載内容が事実と異なることが判明したとき。
- ③ その月の出席日数が12日未満となったとき。
- ④ 長期間欠席したとき。
- ⑤ 会費の滞納が3カ月以上あるとき。
- ⑥ 会費を滞納している場合、入会を認めないことがあります。
- ⑦ 他の児童に危害を加える、施設や設備を壊すなど、留守家庭児童学級の運営に支障をきたすとき。
- ⑧ その他教育委員会が必要と認めたとき。

10. 持ち物

マスク（コロナ禍継続期間は必要）、タオル、ハンカチ、ティッシュ、連絡用ノート、水筒、ぞうきん（入会時に3枚）

11. 連絡事項

（1）保護者からの届出について

次のいずれかに該当するときは、すみやかに届出をお願いします。

- ① 留守家庭児童学級への入会を辞退するとき（申請から3月31日までに）
- ② 退会するとき（1日も出席していない場合でも退会届の提出がない場合は会費が発生します）
- ③ 児童または保護者の住所、氏名、勤務先、緊急連絡先等に変更が生じたとき
※特に緊急連絡先に変更がある場合は、すぐにご連絡をお願いします。
- ④ 延長利用の申請及び取り消し。その他、連絡の必要が生じたとき。

（2）留守家庭児童学級からの下校について

指導員による付き添い下校は行いません。帰宅する道については、児童とともに確認しておいてください。また、帰宅時の安全指導として、次のこともしっかり話し合っておくようにお願いします。

- ① 交通ルールを守ること。
- ② 学校で決められた道を通り、寄り道しないこと。
- ③ 知らない人に誘われても、ついていかないこと。
- ④ 同じ方面の児童は、できるだけ一緒に帰るようにすること。

（不審者との遭遇を想定した指導）



- ⑤ 誘拐やわいせつ行為などの手口には様々なものがあること。
(例えば「手伝ってほしい」といって近づく等)
- ⑥ 不審者に遭遇したら、自分が危険であることを大声を出すなどして、できるだけ早く近くの大人に伝えること。(防犯ブザーの活用等)
- ⑦ 「こども110番の家」が近くにある場合は、そちらに逃げる。あるいは、コンビニエンスストアや商店など、大人が常駐している場所へ逃げ込むこと。
- ⑧ 近くに誰もいなかったら、不審者から遠ざかる方向に逃げる。
- ⑨ 安全な場所まで逃げたら、警察署、家、学校へ連絡・通報すること。近くに大人がいれば事情を話し、協力を求めること。

(3) 警報発令時の留守家庭児童学級の運営について

- ① 大阪府に「暴風警報」または「特別警報(波浪を除く)」が発令され、学校が臨時休校となる場合、留守家庭児童学級は閉設とします。
- ② 学校の活動時間帯に警報が発令され、学校が一斉下校となった場合は、留守家庭児童学級は状況により閉設とし、学校の指示に従い下校します。
- ③ 留守家庭児童学級の開設時間帯に警報が発令された場合は、警報発令時点で保護者に連絡の上、児童を帰宅させます。(状況によってはお迎えをお願いします。)
- ④ 土曜日及び学校休業日については、「暴風警報」または「特別警報(波浪を除く)」が午前7時現在発令中のときは、その日の留守家庭児童学級は閉設としますが、災害状況によっては事前に閉設とさせていただく場合がございます。
- ⑤ その他諸事情(新型コロナウイルス感染拡大等)により、急遽閉設となる場合や、自宅で児童の監護をお願いする場合があります。

(4) その他

- ① 児童の持ち物には、必ず氏名等を記入してください。
- ② 病気や習い事などの理由で欠席・早退または遅れて出席する場合は、連絡ノートや電話等で必ず事前に指導員に連絡してください。
 - ・ 忠岡小学校留守家庭児童学級 電話 22-8815
 - ・ 東忠岡小学校留守家庭児童学級 電話 22-8816

※連絡ノートは毎日必ず確認して下さい。指導員と保護者の連絡ツールです。
- ③ 給食のない日には、必ず、昼食(お弁当等)を持参してください。
- ④ 原則、小遣いやおもちゃ等の持ち込みは禁止とします。ただし、児童学級で過ごす時間の長い日(学校休業日等)については、その都度別途、遊びのルールを決定します。
- ⑤ 授業終了後は、すぐに留守家庭児童学級へ行くように児童に申し伝えてください。また、留守家庭児童学級開設中は、児童の外出は認めません。
- ⑥ 留守家庭児童学級終了後はすみやかに帰宅するよう徹底してください。
- ⑦ 保護者のお迎えについては、児童が病気やケガをした場合、地震や台風の接近、凶悪犯罪の発生等の場合、至急のお迎えをお願いすることがあります。
※緊急連絡先にご記入いただいた連絡先にお電話します。
- ⑧ 延長利用の場合は、児童の安全上、保護者又は保護者の委任を受けた方のお迎えが必要です。お迎えの時間は厳守して下さい。時間を厳守されない場合は、延長利用の取消を行う場合があります。



【問合せ先】

教育委員会 生涯学習課	90-5300
忠岡小学校留守家庭児童学級	22-8815
東忠岡小学校留守家庭児童学級	22-8816